

南池袋二丁目C地区 南ゾーン ワークショップだより No.1

平成22年
8月

発行：豊島区都市整備部都市再生プロジェクト担当課 03-3981-3449(直通)

平成22年7月26日(月)

C地区南ゾーン第1回ワークショップを開催!

今年度は井戸端会議的なワークショップ方式で、参加者の皆さんが自ら考え手を動かして議論します。

7月26日にまちづくり相談室で行ったワークショップには、6名の方にご参加いただきました。参加者が少数のため、オブザーバーの区も参加して、今後のまちづくりの進め方などを含め様々な意見交換を行いました。



平成22年度のC地区南ゾーンワークショップの流れ

第1回

★今回 7/26(月) 午後7時~8時半『安心して住み続けられるまちとは?』
「住み続けるための問題点」と「残したいまちの魅力」の整理と「課題」の抽出をして共有します。

第2回

9/26(日) 午後2時~3時半『具体的なまちづくりの検討・議論』
ワークショップ1での意見をもとに、具体的なまちづくりの検討や課題解決の方策を議論します。中ゾーンとの合同ワークショップになります。

第3回

平成23年春頃(予定) 午後7時~8時半『まちづくり方針としてまとめる』
言葉やスケッチで、まちづくりの方針をまとめます。

C地区南ゾーンまちづくり井戸端会議

意見交換を行いました。

まちづくり活動の進め方について

【参加者】住民はみんな家族構成も生活も違うので、なかなかこういう会には参加しづらいのではないのでしょうか。特定の日時に集まってもらうのは難しいので、一人ひとりに聞いていくしかないと思います。環状5の1号線は東京都、新庁舎は区役所と行政の担当が縦割りで、お年寄りに分かりづらいので、区が窓口になって相談にのってあげてほしいです。

【区】区が窓口になって皆さんの疑問・不安にこたえていきます。

まちづくりの検討について

【参加者】来年からA地区の建物の解体が始まるなど、まちの変化が活発になります。それまでに何かしらの決断をしなければ乱開発などが起こってくると思います。

【参加者】A地区では権利変換をどのように行うのでしょうか。

【区】権利変換というのは、今持っている土地と建物の資産（従前資産）を新たに建てる建物の床（従後資産）に置き換えることですが、従前と従後の資産を鑑定評価して、同じ価格で置き換えることとなります。今お持ちの建物と同じ床面積に置き換えるものではありません。

【参加者】C地区の中に保育園や高齢者福祉施設など住民に密着した施設ができるとよいと思います。また「高齢者専用賃貸住宅で快適に過ごせる」とか、「A地区の住居に優先的に入れる制度をつくる」とか、「転出補償金で代替地を取得してこの位の戸建て住宅に住むことができる」とか、わかりやすく様々な選択肢を用意して、不安を解消していけば進めやすいと思います。

【区】豊島区は、23区中最も人口密度も高く、保育園の待機児童や老人ホームの待機者も多く、そういう要望は多いと思います。区が直接施設をつくることは難しいが、民間を誘致して補助することは可能です。ご意見を参考に検討していきます。

【参加者】いろいろなメニューから選べるというのは良いと思う。大阪に住んでいたため、阪神・淡路大震災の光景が忘れられず、「人が死なないまちづくり」が大事だと思っています。

【区】不安を解消することが安心して住めるまちづくりにつながるのではないのでしょうか。C地区内にどのような施設が必要なのかアンケートをとることも有効かもしれません。集まっていたくのが難しいのであれば、個別に話を伺いに行く方法もあります。今後の流れや進め方について、検討していきたいと思います。

次回 南ゾーン第2回ワークショップ

【日時】9月26日（日）午後2時

【場所】まちづくり相談室

【テーマ】具体的なまちづくりの検討・議論

お問い合わせ

豊島区都市整備部

都市再生プロジェクト担当課

TEL:03-3981-3449

FAX:03-5950-0803

E-mail: A0029233@city.toshima.lg.jp